

Radiata Increase



FP3級 2021 年 1 月 実技 資産設計提案業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

【第1問】下記の（問 1 ）、（問 2 ）について解答しなさい。

問 1

ファイナンシャル・プランニング業務を行うに当たっては、関連業法を順守することが重要である。

ファイナンシャル・プランナー（以下「F P」という）の行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険募集人・生命保険仲立人の登録をしていないF Pが、生命保険契約を検討している顧客から相談を受け、顧客が死亡した場合における遺族の必要保障額の計算を有償で行った。
2. 社会保険労務士資格を有していないF Pが、顧客の「ねんきん定期便」等の資料を参考に、公的年金の受給見込み額を試算した。
3. 弁護士資格を有していないF Pが、相続が発生した顧客の相談を受け、報酬を得る目的でその顧客の代理人として 遺産分割 に係る法律事務を取り扱った。

【答え】

1. は、適切

生命保険募集人の登録をしていない者は、保険の募集や勧誘をしてはいけません。

将来の必要保障額の試算や保険の見直しをすることは制限されていません。よって、募集人の登録をしていないFPであっても行うことができます。

2. は、適切

一般的な資料を参考に受給見込み額の計算を行うことは可能です。

個別の具体的は請求に関する手続きなどは、社労士ではないFPは行えません。

3. は、不適切

個別具体的な法律相談や法律事務は有償・無償に係らず弁護士の独占業務です。よって、FPが遺産分割に係る法律事務を扱くと弁護士業務に抵触します。弁護士法違反となります。

問 2

下記は、安西家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

＜安西家のキャッシュフロー表＞				（単位：万円）				
経過年数				基準年	1 年	2 年	3 年	4 年
西暦（年）				2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4
家族・ 年齢	安西 秀夫	本人		5 0 歳	5 1 歳	5 2 歳	5 3 歳	5 4 歳
	由美	妻		4 8 歳	4 9 歳	5 0 歳	5 1 歳	5 2 歳
	佑	長男		1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳
	奈々	長女		1 2 歳	1 3 歳	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳
ライフイベント			変動率		奈々 中学校入学	佑 高校入学	住宅ローン 完済	奈々 高校入学
収入	給与収入（夫）	—		5 7 2	5 7 2	5 7 2	5 7 2	5 7 2
	給与収入（妻）	—		1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
	収入合計	—		6 7 2	6 7 2	6 7 2	6 7 2	6 7 2
支出	基本生活費	2 %		3 1 6				（ ア ）
	住宅関連費	—		1 5 7	1 5 7	1 5 7	1 5 7	4 0
	教育費	—						
	保険料	—		3 2	3 2	3 2	3 2	4 7
	一時的支出	—						
	その他支出	—		1 5	1 5	1 5	1 5	1 5
	支出合計	—				6 9 3		
年間収支					4 6	（ イ ）	3 3	4 8
金融資産残高				1 %	7 2 6	（ ウ ）		

※年齢および金融資産残高は各年 1 2 月 3 1 日現在のものとし、2 0 2 0 年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

1. （ア） 3 4 1 （イ） 2 1 （ウ） 7 7 9

2. （ア） 3 4 2 （イ） ▲ 2 1 （ウ） 7 7 9

3. （ア） 3 4 2 （イ） ▲ 2 1 （ウ） 7 8 0

【答え】

(ア)

キャッシュフロー表の将来の予定額は、現在の価額に変動率を加味して求めます。基本生活費は、変動率が2%、4年後の金額を求めます。年利2%で4年間の複利で計算します。

なお、少数点以下は四捨五入します。(単位；万円)

$$316 \text{ 万円} \times (1 + 0.02)^4 \text{ 乗} = 342.04 \cdots \text{万円} \rightarrow \underline{324 \text{ 万円}}$$

(イ)

年間収支＝収入合計－支出合計

収入合計は672万円、支出合計が693万円です。

$$672 \text{ 万円} - 693 \text{ 万円} = \underline{\blacktriangle 21 \text{ 万円}}$$

(ウ)

金融資産残高は、前年の金融資産残高に変動率による増加分を加え、その年の年間収支を加減して求めます。

金融資産残高＝前年の金融資産残高×変動率＋その年の年間収支

なお、少数点以下は四捨五入します。(単位；万円)

前年の金融資産残高726万円、変動率1%、

1年後の年間収支予定は46万円

$$726 \text{ 万円} \times 1.01 + 46 \text{ 万円} = 779.26 \text{ 万円} \rightarrow \underline{779 \text{ 万円}}$$

したがって正解は、2. (ア) 3 4 2 (イ) $\blacktriangle$ 2 1 (ウ) 7 7 9

【第2問】下記の（問3）、（問4）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、空欄（ア）の解答に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

2019年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）						2020年2月3日		
上場会社名	T Y株式会社					上場取引所 東		
コード番号						URL https://www.xxx.xx.jp/		
代表者	(役職名) 代表取締役社長					(氏名) ●●●●		
問合せ先責任者	(役職名) ●●●●					(氏名) ●●●● (TEL) XX-XXXX-XXXX		
(省略)								
1. 2019年12月期の連結業績（2019年1月1日～2019年12月31日）								
(1) 連結経営成績								
(省略)								
(2) 連結財政状態								
(省略)								
(3) 連結キャッシュ・フローの状況								
(省略)								
2. 配当の状況								
	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産 配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2018年12月期	—	0.00	—	85.00	85.00	16,116	48.0	7.3
2019年12月期	—	0.00	—	110.00	110.00	20,856	47.9	8.5
2020年12月期(予想)	—	0.00	—	115.00	115.00		50.1	
※当社は、2018年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。								
3. 2020年12月期の連結業績予想（2020年1月1日～2020年12月31日）								
(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)								
	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
第2四半期(累計)	452,000	0.4	36,000	6.3	36,520	5.2	24,530	129.38
通 期	864,000	△2.5	63,700	2.4	64,600	1.4	43,530	229.59

- ・この企業の株価が 5 5 0 0 円である場合、2 0 2 0 年 1 2 月期の連結業績予想における P E R（株価収益率）は（ ア ）倍である。
- ・この企業の 2 0 2 0 年 1 2 月期の連結決算予想では、配当性向（連結）は前期より（ イ ）している。

- 1.（ア） 2 1 . 3 （イ） 上昇
- 2.（ア） 2 4 . 0 （イ） 上昇
- 3.（ア） 2 4 . 0 （イ） 低下

【答え】

(ア)

PER（株価収益率）＝ P/E ＝「株価÷1株当たり当期純利益」

株価 5,500 円、1 株当たり当期純利益 229.59 円
＜資料＞3. 連結業績予想通期より

PER＝5,500 円÷229.59 円＝23.95…倍
小数点以下第 2 位を四捨五入＝24.0 倍

(イ)

配当性向＝年間配当金÷当期純利益×100

企業がその期の税引後当期純利益の中から、配当金をどのくらい支払っているかの割合を表す指標です。

本問では、配当性向の値が資料に提示されています。

＜資料＞2. 配当の状況から 2020 年 12 月期の配当性向は 50.1%
前年 2019 年 12 月期の 47.9%よりも上昇しています。

したがって正解は、2. (ア) 24.0 (イ) 上昇

問 4

下記は、投資信託の費用についてまとめた表である。下表の空欄（ア）～（ウ）に入る語句として、最も不適切なものはどれか。

投資信託の費用	主な内容
購入時手数料	投資信託の購入時に支払う費用。購入時手数料が徴収されない（ア）と呼ばれる投資信託もある。
運用管理費用 （信託報酬）	運用のための費用や情報開示のための資料作成・発送、資産の保管・管理などの費用として徴収される。信託財産の残高から、（イ）、差し引かれる。
（ウ）	投資家間の公平性を保つために、一般的に、解約の際に徴収される。投資信託によっては差し引かれないものもある。

1. 空欄（ア）：ノーロード型
2. 空欄（イ）：日々
3. 空欄（ウ）：収益分配金

【答え】

1. は、適切

ノーロード型とは購入手数料がゼロを意味します。

一般的には投資信託を購入する際には手数料がかかります。(販売する金融機関ごとに異なります)。

2. は適切

運用管理費用（信託報酬）は、投資信託を保有している間、運用を行う運用会社に対して支払う運用や管理の対価です。運用管理費用（信託報酬）は信託財産の中から日々差し引かれます。

3. は、不適切

保有している投資信託を途中で売却や解約する場合、保有し続ける投資家の方に迷惑がかからないよう、売却に伴う手数料等を解約者が負担します。これは信託財産留保額という費用です。

よって、収益分配金ではありません。解約代金から差し引かれる形で徴収されます。

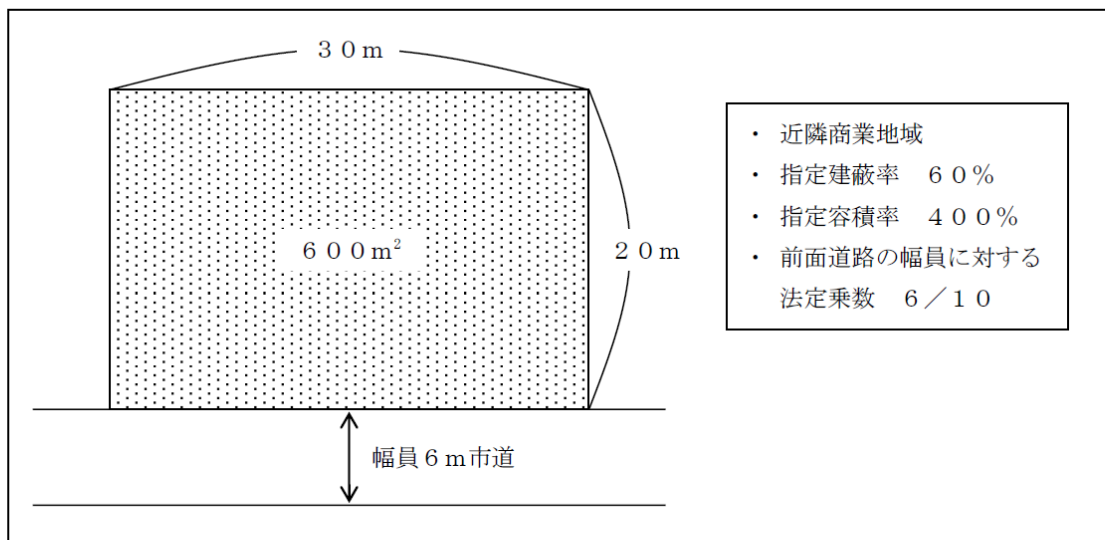
収益分配金（分配金）とはあらかじめ決められた「決算」のタイミングにあたって期間中の収益や費用、資産内容を明らかにし、その際、収益の一部を受益者に支払うものです。

【第3 問】下記の（問5）～（問7） について解答しなさい。

問5

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に建築物を建築する場合の延べ面積（床面積の合計）の最高限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜資料＞



- 1 360 m²
- 2 2,160 m²
- 3 2,400 m²

【答え】

延べ面積の上限

$$\text{延べ面積の上限} = \text{土地面積} \times \text{その土地の容積率}$$

※容積率には、**前面道路の幅が 12m 未満の場合**、用途地域によって制限があります。計算式結果と指定容積率を比べて、**小さいほうが容積率の上限です**。（前面道路の幅が 12m 以上は指定容積率を使用）

住居系用途地域の場合……前面道路幅 $\times 4/10$

その他の用途地域の場合…前面道路幅 $\times 6/10$

本問は乙土地の単独利用なので前面道路は乙土地に接している 6m 道路となります。用途地域は近隣商業地域ですので乗数は 6/10

本問資料より、**指定容積率は 400%**、
前面道路の幅 $\times$ 法定乗数が「 **$6\text{m} \times 6/10 = 3.6 = 360\%$** 」となります

指定容積率 400% > 計算後の指定率 360%

容積率は 2 つを比べて小さい方の容積率 360% を使用します。

敷地面積は 600 m² ですので延べ面積の限度は、

$$600 \text{ m}^2 \times 360\% = \underline{2,160 \text{ m}^2}$$

したがって正解は、 2. 2, 1 6 0 m²

問 6

公的な土地評価に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句として、誤っているものはどれか。

価格の種類	（ ア ）	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	国土交通省	国税庁	（ ウ ）
評価時点	毎年 1 月 1 日	（ イ ）	原則として基準年度の前年 1 月 1 日
実施目的	取引の指標など	相続税、贈与税等の財産評価の基礎	固定資産税や登録免許税等の課税標準の基礎

- 1．空欄（ア）： 基準 地 標準価格
- 2．空欄（イ）： 毎年 1 月 1 日
- 3．空欄（ウ）： 市町村（東京 2 3 区は東京都）

【答え】

公的な土地評価額には、4種類あります。

地価公示・都道府県基準地価額・相続税路線価・固定資産税評価額

1. は不適切

地価公示法に基づき国土交通省が公表している土地の価格で、毎年1月1日を価格判定の基準日としているのは公示価格です。

基準地標準価格は公示価格を補完する役割で、基準日は毎年7月1日です。所轄官庁は都道府県です。

2. は、適切

相続税路線価額は国税庁で基準日は毎年1月1日が基準日です。公示価格の8割程度となります。

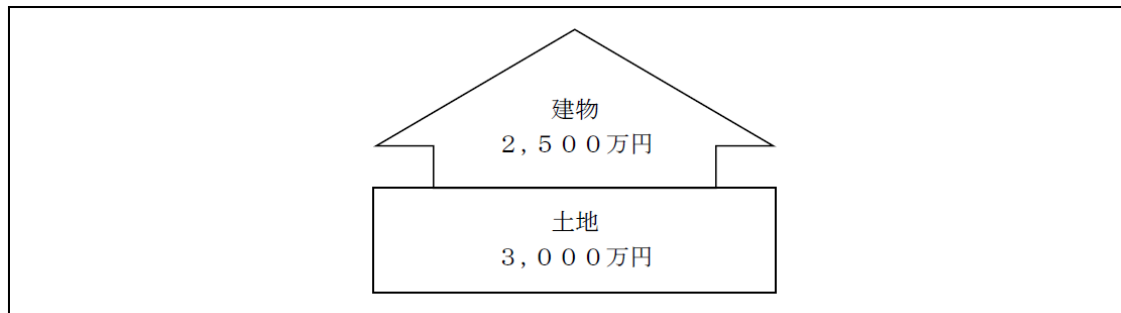
3. は、適切

固定資産税評価額は、市町村で基準日は3年毎の1月1日となります。公示価格の7割程度です。

問 7

米田さんは、下記＜資料＞の物件の購入を検討している。この物件の購入金額（消費税を含んだ金額）として正しいものはどれか。なお、＜資料＞に記載されている金額は消費税を除いた金額であり、消費税率は10%として計算すること。また、売買に係る諸経費については一切考慮しないこととする。

＜資料＞



- 1 5,750万円
- 2 5,800万円
- 3 6,050万円

【答え】

消費税については、建物の代金にはかかりますが、土地代金にはかかりません。土地取引は消費税法上の非課税取引に該当します。

建物の代金 $2,500 \text{ 万円} \times 1.10 = \underline{2,750 \text{ 万円}}$

土地の代金 3,000 万円

よって、物件の購入金額は $2,750 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} = \underline{5,750 \text{ 万円}}$

したがって正解は、1. 5,750 万円

【第4問】下記の（問8）～（問10）について解答しなさい。

問8

小山幹久さんが加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、特約は自動更新されているものとする。また、幹久さんはこれまでに＜資料＞の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

＜資料＞

保険証券記号番号 〇〇△△××□□		定期保険特約付終身保険	
保険契約者	小山 幹久 様	保険契約者印	
被保険者	小山 幹久 様 契約年齢25歳 1977年8月3日生まれ 男性		
受取人	(死亡保険金) 小山 美穂 様 (妻)	受取割合 10割	
		◇契約日（保険期間の始期） 2003年3月1日	
		◇主契約の保険期間 終身	
		◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了	
◆ご契約内容			
終身保険金額（主契約保険金額）		500万円	
定期保険特約保険金額		1,000万円	
特定疾病保障定期保険特約保険金額		1,000万円	
傷害特約保険金額		500万円	
災害入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から 日額5,000円			
疾病入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から 日額5,000円			
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。			
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。			
生活習慣病入院特約 入院5日目から 日額5,000円			
リビング・ニーズ特約			
◆お払い込みいただく合計保険料			
毎回		××, ×××円	
[保険料払込方法（回数）] 団体月払い			
◇社員配当金支払方法 利息をつけて積立て			
◇特約の払込期間および保険期間 10年			

小山幹久さんが、2020年中に急性心筋梗塞により急死（入院、手術なし）した場合に支払われる死亡保険金は、合計（ア）である。

- 1 1, 5 0 0 万円
- 2 2, 5 0 0 万円
- 3 3, 0 0 0 万円

【答え】

保険証券の契約内容を確認し、対象となる保険金額をすべて足します。

- ・ 定期保険特約付終身保険
- ・ 契約期間は終身

◆ご契約内容

死因に関係なく保険金は支払われる

- ・ 終身保険金額（主契約保険金額）：500 万円
- ・ 定期保険特約保険金額：1,000 万円

保険金が支払われる特約

- ・ 特定疾病保障定期保険特約：1,000 万円
死亡・特定疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患
※一度保険金が支払われた時点で特約は消滅します。
幹久さんはこれまでに＜資料＞の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| ・ 傷害特約：500 万円 | 本問では該当しません。 |
| ・ 災害入院特約 | 本問では該当しません。 |
| ・ 疾病入院特約 | 本問では該当しません。 |

死亡保険金額は 2,500 万円になります。

したがって正解は、2. 2,500 万円

問 9

橋口さんが自身を被保険者として 契約している 個人賠償責任保険に関する次の記述のうち、橋口さんが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金の支払い対象とならないものはどれか。

1. 橋口さんがラーメン店で接客中 に 、 誤って客の衣服を汚してしまった。
2. 橋口さんが草野球の練習中に 、 民家の窓ガラスをボールで誤って 破損してしまった。
3. 橋口さんが 休日に デパートで買い物中に 、 陳列してある商品を 誤って 壊してしまった。

【答え】

個人賠償責任保険（特約）

損害保険の一種で、**個人の日常生活や住宅の使用・管理等**に起因する事故により**第三者の身体・財物に損害**を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険です。

1)は、対象外

会社の業務上発生した損害については、原則として個人賠償責任保険の支払い対象とはなりません。

2)は、対象

スポーツ中に他人や他人の財物に与えた損害については、個人賠償責任保険の支払い対象となります。

3)は、対象

買い物中に陳列商品を誤って落として壊した場合は、個人賠償責任保険の支払い対象となります。

問 10

西山聡さんが契約している自動車保険の主な内容は、下記＜資料＞のとおりである。

＜資料＞に基づく次の記述のうち、自動車保険による補償の対象とされないものはどれか。なお、いずれも保険期間中に発生したものであり、運転者は聡さんである。また、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

保険種類	自動車保険
保険期間	1 年
保険契約者	西山 聡
記名被保険者	西山 聡
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限（免責金額なし）
車両保険	一般条件 180万円

1 被保険自動車を運転中に、横断歩道の歩行者に接触し、ケガを負わせた場合の損害賠償。

2 被保険自動車を運転中に、単独事故を起こし、車体が損傷した場合の修理費用。

3 被保険自動車 を駐車場に駐車する際に、誘導中の妻に誤って車が接触し、ケガを負わせた場合の治療費用 。

【答え】

1)は、対象

被保険者自動車で運転中に他人を死傷させた場合、対人賠償保険の補償対象となります。

2)は、対象

聡さん車両保険に加入しています。一般条件の車両保険は、自損事故には対応します。単独事故による車両の損傷で生じた修理費用も補償されます。

3)は、対象外

対人賠償保険は他人を死傷させて賠償責任を負った場合に、自賠責保険での不足額を補償するものです。運転者自身や家族の死傷については補償されません。

【第5問】下記の（問11）～（問13）について解答しなさい。

問11

会社員の室井さんは、2020年中に勤務先を定年退職した。室井さんの退職に係るデータが下記＜資料＞のとおりである場合、室井さんの所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。

なお、室井さんは役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。また、前年以前に受け取った退職金はないものとする。

＜資料＞

〔室井さんの退職に係るデータ〕

支給された退職一時金：4,500万円

勤続年数：38年

〔参考：退職所得控除額の求め方〕

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

- 1 2,440万円
- 2 2,060万円
- 3 1,220万円

【答え】

●所得の計算方法

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

勤続年数による退職所得控除額

20 年以下：40 万円×勤続年数（80 万円以下は 80 万円）

20 年超：70 万円×（勤続年数－20 年）＋800 万円（40 万円×20 年分）

1 年未満の端数は 1 年に切り上げます。

・障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100 万円を加えた金額となります。

・前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に 2 か所以上から退職金を受け取るなど、控除額の計算が異なることがあります。

室井さんの退職所得控除額

$$40 \text{ 万円} \times 20 \text{ 年} + 70 \text{ 万円} \times (38 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = \underline{2,060 \text{ 万円}}$$

※勤続年数の端数は切上げします。

例：37 年 10 ヶ月 → 38 年となります。

よって退職所得の金額は、

$$(4,500 \text{ 万円} - 2,060 \text{ 万円}) \times 1/2 = 1,220 \text{ 万円}$$

したがって正解は、3. 1,220 万円

問 1 2

長岡さんが2020年中に支払った医療費等が下記＜資料＞のとおりである場合、長岡さんの2020年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、長岡さんの2020年分の所得は給与所得600万円のみであり、支払った医療費等はすべて長岡さんおよび生計を一にする妻のために支払ったもので、保険金等で補てんされたものはない。また、医療費控除の金額が最も大きくなるよう計算すること。

＜資料＞

・ 風邪を予防するために薬局で購入したビタミン剤の購入代金	25,000円
・ 骨折の治療のために整形外科へ支払った入院代	170,000円
・ 整形外科へ自家用車で通院するために要した駐車場代	8,000円

- 1 103,000円
- 2 95,000円
- 3 70,000円

【答え】

各医療費の医療費控除の対象か否かを判断します。

- ・風邪を予防するためのビタミン剤の購入代金は、 対象外

治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価は医療費控除の対象となりますが、**ビタミン剤など健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象外**です。

- ・入院費用は、 対象

入院費用のうち本人や家族の都合による**差額ベッドの料金は医療費控除の対象外**です。ただし、**医師による診療等を受けるために要した入院費用は医療費控除の対象**となります。

- ・通院費用は、 対象外

通院費については、医師の診療を受けるために直接必要なもので、かつ、電車賃やバス賃のような**公共交通機関を利用したもの**や**急を要する場合のタクシー代のみ医療費控除の対象**となります。本問での**自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象外**です。

医療費控除の対象となる医療費の総額
入院費の 170,000 円です。

本問では「保険金等で補填される金額はない」としているため、医療費控除の金額は、

$$170,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \underline{70,000 \text{ 円}}$$

したがって正解は、3. 70,000 円

問 13

佐野さんは、個人でアパートの賃貸をしている青色申告者である。佐野さんの2020年分の所得および所得控除が下記＜資料＞のとおりである場合、佐野さんの2020年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、佐野さんに＜資料＞以外の所得はなく、復興特別所得税や税額控除、源泉徴収税額、予定納税等については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

[2020年分の所得]

不動産所得の金額 780万円

※必要経費や青色申告特別控除額を控除した後の金額である。

[2020年分の所得控除]

所得控除の合計額 110万円

＜所得税額の計算方法＞

課税される所得金額×税率－控除額

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

- 1 912,500円
- 2 1,158,000円
- 3 1,340,000円

【答え】

＜所得税額の計算方法＞

課税される所得金額×税率－控除額

1. 総所得金額－所得控除額＝課税総所得金額
2. 課税総所得金額×税率－控除額＝所得税額

1. の課税総所得金額を求めます。

＜資料＞より、不動産所得 780 万円、所得控除 100 万円

課税所＝780 万円－110 万円＝670 万円

2. 所得税額を求めます。＜所得税の速算表＞より、

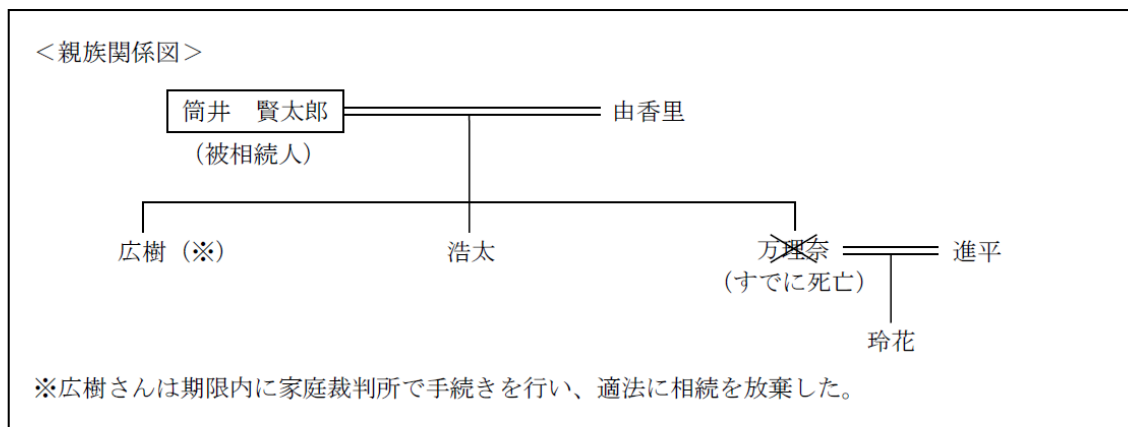
所得税額＝6,700,000 円×20%－427,500 円＝912,500 円

したがって正解は、1. 912,500 円

【第6 問】下記の（問14）～（問16）について解答しなさい。

問14

2021年1月4日に相続が開始された筒井賢太郎さん（被相続人）の＜親族関係図＞が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。



1. 由香里 1／2 浩太 1／4 玲花 1／4
2. 由香里 1／2 浩太 1／6 進平 1／6 玲花 1／6
3. 由香里 1／2 広樹 1／6 浩太 1／6 玲花 1／6

【答え】

配偶者：由香里さん

子：広樹さん（相続放棄）・浩太さん・万理奈さん（すでに死亡）

以上の4人となります。

万理奈さんは既に死亡していますので、こどもの玲花が代襲相続人となります。代襲相続人＝法定相続人となります。

広樹さんは相続放棄をしています。相続放棄した者は、民法上、最初からいなかったとしてみなされますので、今回の法定相続人・法定相続分には一切関係してこないことになります。

よって、法定相続人は、由香里さん・浩太さん・玲花さんの3人になります。（法定相続人は「配偶者と子 第1順位」となります。）

法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2 で均等分	1/2	均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3 で均等分	2/3	均等
第3順位	兄弟姉妹 第1・2 がない	1/4 で均等分	3/4	均等

・由香里さん … $1/2$

・浩太さん … $1/2 \times 1/2 = 1/4$

・玲花さん … $1/2 \times 1/2 = 1/4$

したがって正解は、1. 由香里 $1/2$ 浩太 $1/4$ 玲花 $1/4$

問 1 5

相続開始後の各種手続きにおける下記＜資料＞の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

手続きの種類	手続きの期限
相続の放棄または限定承認	相続の開始を知った時から（ ア ）以内に家庭裁判所に申述書を提出
相続税の申告と納付	相続の開始を知った日の翌日から（ イ ）以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に提出

1. （ア） 1 カ月 （イ） 6 カ月
2. （ア） 3 カ月 （イ） 6 カ月
3. （ア） 3 カ月 （イ） 1 0 カ月

【答え】

相続開始後の手続き

- ・7 日以内に死亡届を提出
- ・3 カ月以内に相続の限定承認・放棄の手続き
- ・4 か月以内に所得税の準確定申告
- ・10 か月以内に相続税の申告・納付

(ア)

相続の放棄または限定承認を行うには、原則として、相続開始を知った時から 3 カ月以内にその旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。

なお、3 カ月を過ぎると単純承認したとみなされます。

(イ)

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出することになっています。

したがって正解は、3. (ア) 3 カ月 (イ) 10 カ月

問 16

飯田恵子さんは、夫から居住用不動産の贈与を受けた。恵子さんは、この居住用不動産の贈与 について、贈与税の配偶者控除の適用を受けることを検討しており、FPで税理士でもある川久保さんに相談をした。この相談に対する川久保さんの回答の空欄（ア）、（イ）にあてはまる 数値 の組み合わせとして、正しいものはどれか。

[川久保さんの回答]

「贈与税の配偶者控除を受けるためには、贈与があった日において、配偶者との婚姻期間が（ア） 年 以上あること等の所定の要件を満たす必要があります。また、贈与税の配偶者控除の額は、最高（イ） 万円 です。」

1. （ア） 10 （イ） 2,000
2. （ア） 20 （イ） 2,000
3. （ア） 20 （イ） 2,500

【答え】

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は 2,000 万円です。ただし、贈与税の基礎控除 110 万円とは別で加算できます。合計 2,110 万円までは非課税となります。

贈与税額計算式

＝課税価格－{110 万円（基礎控除）＋2,000 万円（上限控除額）}
×贈与税率 となります。

【適用要件】

●婚姻関係が 20 年以上あること

婚姻期間は婚姻届けから贈与の日までをいいますので入籍していない期間は除かれます。1 年未満場合の端数は切り捨てとなります。

●同一配偶者間で一度のみです。

過去に同一配偶者からのこの特例での贈与を受けていないこと。

●贈与の対象財産は、国内にある居住用の土地、借地権、家屋です。なお、土地のみや家屋のみ、また増築も家屋に含まれ、対象となります。または居住用不動産を取得するための金銭も対象です。

したがって正解は、2. (ア) 20 (イ) 2,000

【第7問】下記の（問17）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

荒木将大さんは今後の生活設計について、FPで税理士でもある福岡さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2021年1月1日現在のものである。

〔家族構成（同居家族）〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
荒木 将大	本人	1972年6月15日	48歳	会社員
雅子	妻	1974年7月23日	46歳	専業主婦
咲	長女	2000年4月 8日	20歳	大学生

〔保有財産（時価）〕

（単位：万円）

金融資産	
普通預金	350
定期預金	900
財形年金貯蓄	310
上場株式	140
投資信託	240
生命保険（解約返戻金相当額）	50
不動産（自宅マンション）	2,500

〔負債残高〕

住宅ローン（自宅マンション）：1,800万円（債務者は将大さん、団体信用生命保険付き）

〔その他〕

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないものとする。

問 1 7

F Pの福岡さんは、荒木家のバランスシートを作成した。下表の空欄（ア）に あ て はまる金額として、正しいものはどれか。なお、＜設例＞に記載のあるデータに基づいて解答することとする。

＜荒木家のバランスシート＞		（単位：万円）	
[資産]	×××	[負債]	×××
		[純資産]	（ ア ）
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

- 1 2, 5 5 0 （万円）
- 2 2, 6 4 0 （万円）
- 3 2, 6 9 0 （万円）

【答え】

バランスシート (B/L) 資産合計 (借方) = 負債合計 (貸方)

●資産の合計 4,490 万円

[保有財産 (時価)]

(単位：万円)

金融資産	
普通預金	350
定期預金	900
財形年金貯蓄	310
上場株式	140
投資信託	240
生命保険 (解約返戻金相当額)	50
不動産 (自宅マンション)	2,500

$$350 + 900 + 310 + 140 + 240 + 50 + 2,500 = 4,490 \text{ 万円}$$

●負債の合計 1,800 万円

住宅ローン 1,800 万円

資産合計 (借方) = 負債合計 (貸方) ですので

$$4,490 = 1800 + X \quad X = 4,490 - 1,800 = 2,690$$

したがって正解は、3. 2,690 (万円)

問 18

将大さんは、60歳で定年を迎えた後、公的年金の支給が始まる65歳までの5年間の生活資金に退職一時金の一部を充てようと考えている。仮に退職一時金のうち700万円を年利10%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩すこととした場合、年間で取り崩すことができる最大金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の3つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、万円未満を切り捨てること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないこととする。

<資料：係数早見表（年利1.0%）>

	減債基金係数	現価係数	資本回収係数
5年	0.19604	0.95147	0.20604

*記載されている数値は正しいものとする。

1. 133万円
2. 137万円
3. 144万円

【答え】

「5 年間毎年均等に取り崩して受け取る」

取崩し＝資本回収係数、あるいは年金現価係数です。

本問では一定の元本をもとにしたときの「毎年の受取金額」をもとめますので、資本回収係数を使用します。

700 万円を 1% で複利運用しながら 5 年間にわたって取り崩す。

係数早見表より 資本回収係数 0. 2 0 6 4 を選択します。

$$700 \text{ 万円} \times 0.20604 = 144.228 \text{ 万円} \rightarrow 144 \text{ 万円}$$

(万円未満を切り捨てて)

したがって正解は、3. 1 4 4 万円

問 19

将大さんは、病気やケガで働けなくなった場合、健康保険からどのような給付が受けられるのか、F P の福岡さんに質問をした。福岡さんが行った健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険）の傷病手当金に関する次の 回答 の空欄（ア）、（イ）に あ てはまる 数値 の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜福岡さんの回 答＞

「傷病手当金は病気やケガの 療養 のため、会社を 休んだ日が（ア）日間続いた後（イ）日目以降 休業して賃金が受けられない日について、休業1日につき、支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を30で除した額の3分の2相当額が支給されます。」

- 1. （ア） 2 （イ） 3
- 2. （ア） 3 （イ） 4
- 3. （ア） 4 （イ） 5

【答え】

被保険者が業務外の事由による病気やケガの療養のために会社を休み、賃金の支払いを受けられなかった場合に健康保険から支給されます。

支給対象日は、仕事を連続して3日間休んだ後、4日目以降の賃金支払いのない休業日となります。支給期間は支給開始日から起算して最長1年6カ月間です。

健康保険の傷病手当金の支給額は、支給開始日前12ヶ月間の各標準報酬月額×30分の1×3分の2相当額が休業1日分です。支給開始直前の報酬額ではなく、1年間の平均で算出されます。出産手当金など手当金は2/3と覚えておきましょう。

したがって正解は、2. (ア) 3 (イ) 4

問 20

将大さんは老後に備え、個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）について、FPの福岡さんに質問をした。iDeCoに関する福岡さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「将大さんは、確定給付企業年金を実施している企業に勤めていますので、iDeCoの加入対象者とはなりません。」
2. 「iDeCoに加入した場合、支払った掛金は、所得税や住民税の計算上、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります。」
3. 「国民年金の第3号被保険者である雅子さんは、iDeCoの加入対象者となります。」

【答え】

1) は、不適切

確定給付年金(DB)を実施している企業に勤務している人も iDeCo(確定拠出年金の個人型年金)に加入することができます。

年間拠出限度額は 144,000 円です。

2) は、適切

iDeCo の掛金は、小規模企業共済等掛金控除として全額が所得控除の対象となります。

3) は、適切

国民年金第 3 号被保険者も iDeCo に加入することができます。年間拠出限度額は 276,000 円です。

	企業型	個人型 (iDeCo)
加入対象者	・ 60歳未満の第2号被保険者(規約で65歳まで延長可) ・ 確定拠出年金導入企業の従業員	・ 60歳未満の方 公的年金の加入者(国民年金・厚生年金・共済組合等) 自営業者(第1号被保険者) 厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者) 専業主婦(第3号被保険者)
掛金の拠出限度額	・ 確定給付型の年金を実施していない場合 55,000円/月 個人型DC, 企業型DCの合算拠出限度額は66万円/年(5.5万円/月) ・ 確定給付型の年金を実施している場合 27,500円 個人型DC+企業型DCの合算拠出限度額は年33万円(月2.75万円)	・ 自営業者(払い込み) 68,000円/月(年額81.6万円) ・ 厚生年金被保険者(給与天引き) 他の企業年金、確定給付型の年金も実施していない場合 23,000円/月(年額27.6万円) 他の企業年金のみ実施している場合20,000円/月(年額24万円) 確定給付型の年金を実施している場合12,000円/月(年額14.4万円)

		公務員など12,000円(年額14.4万円) ・ 専業主婦 23,000円/月(年額27.6万円)
掛金の拠出	原則として事業主。 規約に定めれば、個人からの拠出も可能 (マッチング拠出：従業員の掛金拠出部分は企業の拠出額をこえることができません) 注) この場合は個人型DCとの併用は不可	加入者個人 平成30年1月より拠出金は 月単位から年単位です。